

平成30年 第7回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年7月10日(火)
午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (15人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 3番 小山正男 4番 長鉾忠明
7番 池田 実 8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴 10番 山懸将伸
12番 小田明美 13番 新田 孝 14番 曲 美樹 15番 武村一夫
17番 樋口昌子
4. 欠席委員 (4人)
農業委員 5番 中山克己 6番 松本正幸 11番 古林久和 16番 中島寛司
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 佐藤敏明 主幹 下平直勲 主事補 梶原千裕 井原実香
7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 済いません、定刻より若干早うございますが、ただいまから平成30年7月総会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。大変ご苦労さまです。

大きな災害がやってまいりました。戦後2番目の風水害ということでございますけど、大雨特別警報が長期間にわたりまして発令されましたが、特別警報なんかはこの地域では関係ないのかなというような面も少しありましたけど、実際こういうことが起きるんだなというふうに思います。日本国中どこでも今の時代は起こり得る災害だろうというふうにも思います。多くの方が亡くなられております。また、行方不明の方も大勢おられるということで、亡くなられた方に対しては心より哀悼の意を表したいというふうに思います。早く皆さん発見されますようにお祈りしたいというふうに思います。被災された方々に対しまして心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

真庭市に関しては、人的な災害がなかったということでございまして、その点は少しは救われるかなという面もございまして、交通等大きな被害を受けております。我々農業者に関しましても農地、それから農道、水路、多くの被害が発生しているんだろうというふうに思います。まだまだ全体はわからないというふうに思いますけど、これからしっかりと各機関対応をお願いしたいというふうに思います。また、農作物におきましても、長期間にわたりまして長雨がありましたので、今後の影響が非常に心配されるところでございます。梅雨の期の明けだということでございまして、何とか少しでも明るい方向に持っていけるようにみんなで頑張っていかなければというふうに思っております。

きょうは7月総会ということでございまして、午後からは農業委員会の政策講演会ということで、クリ栽培等をしておられます伊藤講師の方、お招きしております。高知県のほうから、非常にあちらも大変な災害が起きたところでございますけど、何とか駆けつけていただいているということでございまして、多くの皆さんが聞いていただけるようお願いしたいというふうに思います。

それでは、これより総会を始めたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の欠席委員は4名で、5番委員、6番委員、11番委員、16番委員よ

りその旨通告がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員は19名中15名で、定数に達しておりますので、7月総会は成立しております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は7番、8番を指名いたします。

日程2、議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1は取り下げとなりましたので、番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主事補 議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は4件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号2でございますが、市外の譲渡人が、労力不足によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1、202㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 はい、議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号2番につきまして、7月3日に譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。

権利移転する事由の詳細ですけれども、譲渡人は市外に住居を構えておりまして、申請地は長年地域の担い手の方が耕作しておりました。譲渡人の実家は、数年前に親族の方が亡くなり、跡継ぎもいないことから申請地を管理し

てもらえる方を探していたところ、同じ集落内の譲受人と売買の話がまとまり、申請を行うものです。

譲受人及び世帯員の耕作状況ですけれども、譲受人は自営業を営んでおりますけれども、家業のほうは主に息子さんが行っており、農作業は主に譲受人が従事しております。農繁期には譲受人の妻と息子さんが手伝い、一部作業を委託しておりますけれども、トラクター、田植え機等を所有しており、所有している農地は全て耕作を行っております。また、申請地取得後も必要な作業に従事すると認められます。その他特に指摘事項はございません。

以上のとおり、耕作状況及び従事日数等についても問題ないと思っておりますので、審議方よろしくお願いいいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号3でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、久世の譲受人に、申請農地、田4筆2, 527㎡、畑1筆52㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 この案件は私が担当ですので、説明をさせていただきます。

7月7日に譲受人の父親より話を伺いました。

譲受人は、28年前よりこの土地を借りまして柿を植えております。西条柿でありますけど、今は利用権設定しているということでございます。このたび譲渡人より、譲渡人は県外に住まわれておりますが、こちらにもう帰られないということで農地を手放したいという話がありまして、譲受人と協議をしました結果、譲受人が引き受けて農地を譲渡、もらうということとなったところでございます。

譲受人は、両親と専業で農業に取り組んでおられます。柿、ピオーネ、水稻等を栽培していて、今後も地域の中心となって農業をやっていくということでございますので、農地のほうは守られていくんであろうというふうに思います。農機具等も全部購入しておられますので、今後も安心して見ておられるというふうに思います。ほかには指摘事項はございません。よろしくお願いいいたします。

続きまして、番号4につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

主事補 番号4でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、久世の譲受人に、申請農地、畑1筆102㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、この件も私が担当でございますので、説明をさせていただきます。

す。

7月8日に譲受人の孫に当たる人から話を伺い、現地を見させていただきました。

譲受人の孫さんがこのたび家を新築するというので、この農地の南側に接している土地を購入するということとなりまして、この土地に隣接しているこの農地も話になったというところでございます。譲渡人はこの農地とその宅地を相続しておりましたが、この方も県外に住んでおられまして、もうこちらのほうには帰られないということで、この土地を売りに出されておりました。そこで譲受人の方が、孫さんがここを買われるということとなったところでございます。

譲受人の経営ですけど、90アールの農地がありまして、一部は貸している農地もあるということでございますが、ほかの農地は主に水稻を作付しておられまして、農機具等一式持って栽培をされております。農作業はこの子供さん夫婦が主に中心にされているということでございまして、今後も一家で農地を守っていくものというふうに思われます。その他指摘事項はございません。

以上でございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補

番号5でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田1筆311㎡、畑1筆14㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、この件も私が担当となっておりますので、説明をさせていただきます。

7月6日に譲受人に話を伺い、現地を見させていただきました。

譲渡人は、番号4の方と同一人物でございますけど、県外に住まわれておられまして、もうこの真庭には帰られないために、以前から関係にあります譲受人に贈与することとなったということでございます。

譲受人は、水稻を中心に76アールを弟さんと一緒に耕作しておられまして、この農地は畑として野菜づくりをやりたいということでありました。農機具等も一式あり、今後も続けて耕作していくものと思われます。その他指摘事項はございません。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第34号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
日程3、議案第35号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 はい、議長。

議長 はい、事務局。

主幹 議案第35号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について。
本日審議していただく案件は6件でございます。
2ページをお開きください。

番号1でございます。番号1は追認案件でございます。

申請人（久世）は、既存の住宅を取り壊し、建てかえにより居宅1棟を建築するため、申請地、畑1筆15㎡を、宅地拡張のため転用するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま宅地として造成し、拡張しており、今後このようなことのないよう反省し、顛末書が添付してあります。申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんから説明をお願いいたします。

1番委員 はい、議長。

議長 はい、1番委員。

1番委員 1番です。

番号1について説明いたします。

30年6月29日に本人に面談いたしまして、現地調査いたしました。

家の裏に耕作されてなく、宅地と同じようになってしまっている畑、地目が畑がありまして、このたび家を建てかえるということで住宅用地として宅地

に変更するものでございます。少し、15㎡と地図でもわかるように、わずかな土地でございます。申請地の位置ですが、[REDACTED]より約200m東の旧市道のそばです。周囲の状況ですが、全て周りは宅地でございます。したがって、周辺農地への影響もございませんので、よろしく審議のほどをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号2でございます。

申請人（美甘）は、申請地、田1筆19㎡を、墓地用地とするため転用申請するものです。申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成[REDACTED]万円。費用の内訳として、[REDACTED]万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願いいたします。

8番委員 はい、議長。

議長 はい、8番委員。

8番委員 8番です。

この番号2につきまして、7月4日に担当推進委員同行で現地を確認いたしました。

転用しようとする事由の詳細ですが、現在の墓地は自宅から北西に約300mほど行ったところの山の中腹に位置し、昨年8月の台風により墓地前面の法面が崩落し、今後に残った墓地が崩落するおそれがあり、原状復帰が困難なために申請地へ移転するものです。確認に行きましたところ、既に危ないということで既設の石塔は下に、家の近くにおろされておったというような状況でございます。今回のこの雨で残ったところも危ないんじゃないかなというふうに感じております。それから、申請地の位置等でございますが、県道美甘湯原線の県道55号を[REDACTED]から[REDACTED]方面へ10mのところから右折し、210m行ったところに位置するものです。周囲の状況としましては、東が畑、西が自宅、南が田、北が農道。周辺農地の影響ですが、日照、通風ともに影響は認められません。その他指摘事項もございません。審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 3ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人（北房）は、申請地、畑2筆47㎡を、墓地用地として転用申請するものです。申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成
■■■■円。費用の内訳として、■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

去る6月29日に担当推進委員の方が現地調査を行われております。

本件は、自分の畑を墓地に転用するものでございますけれども、株内3人の墓でございまして、本人は、申請人は4条申請、他の2人は5条申請ということで、また後に申請が上がってくるようでございます。申請地は自宅近くではありますけれども、10年近く作付しておらない、草刈りを繰り返しているような活用しにくい畑でございます。一方、現在のお墓は山の中腹にあつて細い道をお参りをするような墓地でございまして、3者で協議をしまして、申請人の畑を転用して、そこに一斉に移転をするというふうな件でございます。申請地の位置等でございますけれども、見取り図のとおり、お寺とか集落の北側の山裾でございます。周囲の状況でございますが、東が山林、西が竹やぶ、南が畑、北がお寺というふうな状況でございます。周辺農地への影響でございますけれども、南の畑につきましては作付をしておりません。したがいまして、農地に影響を与えるようなことではありません。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号4でございます。

申請人（美甘）は、申請地、畑2筆77㎡を、墓地用地として転用申請するものです。申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成
■■■万円、改装費■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願い

いたします。

8番委員 はい、議長。

議長 はい、8番委員。

8番委員 8番です。

番号4ですが、先ほどご説明いたしました番号2と同じ墓地の所有者です。この番号4のほうが本家で、番号2が分家ということで、番号4のほうが墓地へ上がっていったところ手前のほう、それから番号2のほうが奥のほうということで、転用しようとする事由の詳細につきましては、番号2と一緒にしますので割愛させていただきます。申請地の位置等ですが、県道美甘湯原線55号を[]から[]方面へ10mのところから右折し、200mのところのところに位置するものです。番号2より10mほど手前というところに申請地があります。周囲の状況ですが、東が自宅、西が農道、南が宅地、北が農道というところで、周辺農地への影響は、日照、通風ともに影響は認められません。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 4ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人（八束）は、畑1筆9，081㎡のうち2，500㎡の表土を入れかえし、畑地として利用するため、一時転用するものでございます。農地区分は農振農用地と判断されますが、農振農用地の例外許可基準、次の（ア）申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること及び（イ）農振法第8条第1項または第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることを満たす一時転用に該当しています。転用に伴う費用は、土地造成[]万円。費用の内訳として、[]万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件につきまして、担当委員が7月1日に現地確認をしております。

この農地は、昨年の引き続きで、表土の入れかえをして果樹栽培をする目的としております。現地は[REDACTED]北約300mの地点で、東が畑、西が畑、南が畑、北も畑で、表土の入れかえということで、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他指摘事項もありません。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号6でございます。

申請人（八東）は、水田の水はけが悪く、農機具の使用に不便なため、申請地、田1筆3, 362㎡をかさ上げし、田として利用するため、一時転用するものでございます。農地区分は農振農用地と判断されますが、農振農用地の例外許可基準、次の（ア）申請に係る農地を仮設耕作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること及び（イ）農振法第8条第1項または第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることを満たす一時転用に該当しています。転用に伴う費用は、県が行うしゅんせつ工事発生土を利用し、県が施工するため0円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員 はい、議長。

議 長 はい、4番委員。

4番委員 4番です。

番号6につきましては、7月8日に申請人立ち会いのもと、担当推進委員が現地確認をしておりますので、ご報告させていただきます。

転用しようとする事由の詳細ですが、申請地は周辺農地より低いところにあります。また旭川沿いの国道313号線の工事の影響で北側が高くなることから、申請地をかさ上げし、水田として利用するというものであります。申請地の位置ですが、[REDACTED]の北側約100mに位置します。周囲の状況ですが、東が農道、その他3方はいずれも田。周辺農地への影響はございません。その他指摘事項も特にありませんので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第35号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第36号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第36号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は3件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（落合）は、駐車場がないため、家に隣接する申請地、畑1筆54㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、露天駐車場にするため転用申請するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■万円、土地造成■万円。費用の内訳として、■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員

はい、議長。

議 長

はい、10番委員。

10番委員

10番です。

番号1につきましては、去る6月30日に担当推進委員の方が譲受人家族とで現地確認を6月30日に行っております。その経過につきまして報告を受けておりますので、説明させていただきます。また、6月29日には譲渡人と電話でも売買の確認を行っております。

転用しようとする事由の詳細につきましては、譲受人は両親と同居しており、現在市外にいる息子家族が帰ることとなり、新居の建築計画を進めておりますが、その中でその工事に伴う工事車両等の駐車場がなく、また新居完成後も敷地が狭いということで、隣接しております現在管理のみの畑がございますが、その場所を駐車場として検討しておりましたところ、譲渡人と話がまとまったというものでございます。申請地の位置等でございますが、申請地は■■■■の東側に位置しており、■■■■北側となっており、譲受人の住宅に接した場所に位置しております。周囲の状況は、東側が宅地、これは譲受人宅、西側が市道、南側が■■■■、北側が市道を挟んで畑ということでございます。周辺農地への影響ですが、申請地に直接接した農地はなく、本申請地は露天駐車場でもあり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われま。また、その他指摘事項も特にございませんので、審議方よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号2と番号3の案件についてですが、これは関連がございますので、一括して事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

5ページの番号2と6ページの番号3は関連がございますので、一括して説明させていただきます。

番号2、申請人、譲受人（北房）は、申請地、畑1筆20㎡を、譲渡人（北房）から譲り受け、墓地として転用するため申請するものでございます。

6ページ、番号3、申請人、譲受人（北房）は、申請地、畑1筆20㎡を、譲渡人（北房）から譲り受け、墓地として転用するため申請するものでございます。どちらも農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。費用の内訳として、■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議 長

はい、13番委員。

13番委員 13番です。

先ほど4条申請の番号3と関連をした案件でございます。2番、3番につきましては関連案件でございますので、一緒に説明をさせていただきます。先ほど申し上げましたように、畑を墓地に転用するものでございますけれども、譲受人は譲渡人から、株内でございますして、畑を譲り受けて墓地に転用するものでございます。先ほど説明しましたように、お墓が大変急なところにありまして、ちょうど株内で3軒で相談したところ、譲渡人が快くその畑を譲って、株内3軒で新しい墓地に移転するものでございます。申請地の位置等でございますけれども、見取り図のとおりでございます。周囲の状況でございますが、東とか西、東西南北、別に農地はございません。影響を受ける土地もございませんので、ご審議よろしくお願いをいたします。

議長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第36号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第37号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主事補

はい、議長。

議長

はい、事務局。

主事補

議案第37号について朗読いたしますので、7ページをお開きください。

議案第37号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

続いて、8ページをお開きください。ここからは議案を縦にしてごらんください。

農用地利用集積計画の表紙になっております。案といたしまして、平成30年7月10日付で公告の予定でございます。

9ページをごらんください。

本日上程されました農用地利用集積計画の1、利用権設定につきまして、地目別設定面積は、田30,017㎡、畑21,430㎡、合計51,447㎡でございます。

作物別設定面積は、水稻12,299㎡、飼料作物22,880㎡、野菜16,268㎡です。各筆の明細につきましては、10ページで34筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号、農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

はい、どうぞ。

13番委員 すいません、ちょっと議案のほうなんですけども、番号がちょっと振ってありますよね。これ順番が、前は北房地域が一番最初に何かなっとったんですけど、それが何かずれてるような、これは今回だけですか。

主幹 大変申しわけありません。従前は北房からスタートさせていただいておりましたが、今回私の手違いで受け付け順で処理をさせていただいており

ます。次回からは従前のおり流れは戻させてもらいます。申しわけありませんでした。

13番委員 いえいえ、とんでもないです。はい、わかりました。

議長 ほかにはございませんか。

<「なし」の声>

議長 ないようです。

事務局からございませんか。

よろしいか。

<「なし」の声>

議長 それでは、これで7月総会を閉会したいと思いますけど、次回8月総会は8月10日金曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前10時40分 閉会)